Ⅴ　川崎医療福祉大学

Ⅴ　川崎医療福祉大学

１　基本方針

本学には、「人間をつくる、体をつくる、学問をきわめる」という建学の理念並びに、「人類への奉仕のあり方を追求し、より豊かな福祉社会の創造的担い手を育成する」という教育の理念が掲げられている。さらに、教育目標として、「１.健やかな心と身体を持つ、２.医療福祉について豊富な知識と技術を持つ、３.人の多様性を理解し、すべての人を敬うことができる、４.高い教養を身につけ、創造的に行動できる、５.国際的コミュニケーション能力を持つ」という能力の獲得を目指し、良き医療福祉人の育成に務めている。

大学並びに大学院、各学部、各研究科には、１.入学者の受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）、２.教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、３.学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の３つが定められている。また、大学運営に必要なその他の各種方針として、１.大学管理運営方針、２.内部質保証に関する方針、３.大学の求める教員像及び教員組織の編成方針、４.学生支援に関する方針、５.教育研究等環境の整備に関する方針、６.社会連携・社会貢献に関する方針が定められており、学生便覧、大学院要覧、大学案内、ホームページ等に掲載されている。

本学の基本方針の検証体制の構築のために、内部質保証活動に関する企画・立案・調整を行う「調査企画室」が設置されており、総務担当副学長を中心とした活動が強化されている。平成 30（2018）年度には、**改組を始めとする中長期的な方針の策定**並びに全学的な「基礎ゼミナール」の実現、国家試験を始めとする各種資格試験の合格率の向上に寄与する予定である。また、川崎学園創立 50 周年の年に**本学が創立 30 周年を迎えることとなるため記念事業の計画準備**を始める。

２　自己点検・評価活動

平成 29（2017）年度は「教員の教育・研究活動の業績・能力についての具体的な評価指標」に基づき、教員評価を実施した。平成 30（2018）年度は、評価結果の適切なフィードバックについて検討を行う。また、前回の認証評価において大学基準協会から指摘された事項について、改善報告書を作成し提出するとともに、以下の項目を中心に各学科・専攻、部署、委員会等での取組を支援し、自己点検・評価活動を充実させていく。

(1)　平成 29（2017）年度に実施した教員評価に基づき、結果の適切なフィードバックについて検討を行う。

(2)　大学基準協会から指摘された事項について、**大学の認証評価結果に係る改善報告書を作成**し、提出する。

(3)　**平成 28・29・30（2016・2017・2018）年度自己点検・評価報告書**を作成する。

３　教育研究組織

本学の学部・学科の編成は平成 29（2017）年度の改組によって、医療福祉学部（医療福祉学科・臨床心理学科・保健看護学科・子ども医療福祉学科）・医療技術学部（感覚矯正学科・健康体育学科・臨床栄養学科・リハビリテーション学科・臨床工学科・臨床検査学科・診療放射線技術学科）・医療福祉マネジメント学部（医療福祉経営学科・医療秘書学科・医療福祉デザイン学科・医療情報学科）の３学部 15 学科体制となった。また、入学者数の定員増を行い、総定員数 4,000 名を超える中規模大学に成長した。平成 31（2019）年度には、**保健看護学部保健看護学科及びリハビリテーション学部理学療法学科・作業療法学科・言語聴覚療法学科・視能療法学科を設置**し、５学部 17 学科となる予定で、平成 30（2018）年４月に**新設の届出を予定**している。

学部・学科等の組織とは別に教育研究組織として、医療福祉研究センター、総合教育センター、教職課程センター、学生支援センター、健康管理センター、学生相談室、ボランティアセンター、就職支援センター、社

会連携センター、川崎学園アドミッションセンター、附属図書館、附属心理・教育相談室、看護実践・キャリアサポートセンターを設置している。

平成 30（2018）年度には、発達障害や適応障害を有する在学生の支援体制を検討し、**休学者及び退学者の減少に取り組む。**また、調査企画室を通じて、**研究支援と研究相談に関するセンター化を目指して、具体化**する。

教育研究組織の適切性の検証に関しては、調査企画室を通じた学内の状況調査を継続的に行い、自己点検・評価委員会と連携して更なる検証のプロセスの明確化を行う予定である。

４　教育内容・方法

1）　学　部

〔大学全体〕

「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」と「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」に基づいて、平成 30（2018）年度は各学科の教育目標が達成されるよう、授業改善と効果検証の方法について検討を進める。そのため、教務委員会、総合教育センター委員会、教職課程委員会及び FD・SD 委員会の密な連携の下で全学的な教務活動を遂行していくこととし、平成 30（2018）年度の具体的な取組について以下に示す。

(1)　適正な教育環境の提供と教育の質の保証

「学位授与方針」及び「教育課程の編成・実施方針」に基づいて、以下のように適正な教育環境を提供するとともに、継続的に教育の質の保証を図る。

①　授業計画の厳正な実施と十分かつ適正な学習量の確保

大学全体のカリキュラム体系の適正な維持・整備を図る。厳密適正な学習量確保の観点から、年間 49 単位の履修上限単位数の厳守に加えて、毎回の授業に必要となる学習時間の確保について教員の意識を高めるとともに、学生の欠席（公認欠席含む）・遅刻・早退を適正に把握する。また、入試などの大学行事で休講となる授業日（代替授業日）を少なくするために行われるアセンブリアワーの曜日変更が、平成 31（2019）年度から円滑に実施できるよう準備を行う。

②　「指定規則」と「カリキュラム」との整合性チェックとシラバスチェック

国家資格に係る「指定規則」及び各種関連資格試験と各学科の「カリキュラム」が整合性を持って運用できるよう、シラバスの変更を把握する。シラバスの第三者チェックについては、それぞれの科目内容が当該学科の「学位授与方針」に沿ったものであるかを含めて確認し、学生への公開前に実施する。その評価内容が確実に教員にフィードバックされ、かつ必要に応じて適正な対応がなされているかを引き続き検証する。

③　新しい基礎教育カリキュラムの厳正な履行

平成 30（2018）年度からの新しい基礎教育カリキュラムを厳正に履行する。新規科目「実践英会話」「英語インテンシブリーディング」「初修外国語」「日本語リテラシー」での教育内容の検討を引き続き行う。また、「異文化理解（海外研修）」では、大学間協定に基づいた海外短期研修や海外施設における実習が適正に実施されるよう調整を行う。

④　全学科で使用できる実習室の整備

平成 29（2017）年度の新学科増設並びに平成 31（2019）年度の新学部設置に対応するため、全学科で使用できる実習室（生理学実習室、化学・生化学実習室、物理・工学実習室、コンピュータ実習室等）の整備を行い、実習科目の教育効果向上を目指す。

⑤　こども園での実習計画を調整するとともに、**本学の学外実習の方針を明文化し、周知する。**

⑥　授業改善への組織的取組

FD・SD 委員会と教務委員会が協力して学部・学科レベルでの FD・SD 活動を推進するとともに、国家試験のガイドラインや結果等の内容に基づいて、各学科における教育課程の改正を支援し、臨床実習における適応困難等、学業に問題を有する学生の個別の問題に対応する。また、情報共有を行う上で、履修モデルや履修系統図を効果的に活用し、ポートフォリオシステムなどの個人別評価の導入と教育ニーズを把握するための運用方策を引き続き検討する。

(2)　授業支援・教育支援システムの充実

現在開発中である「出席記録確認システム ver. 2」については、平成 30（2018）年度春学期中に稼働を開始し、秋学期からの本格運用に向けて各方面から調整を行う。同時に、平成 30（2018）年度より新しく導入される学生証（IC チップ入り）を利用した出席情報の取得方法を確立する。また、双方向に学習効果を検証できるポートフォリオシステムや、効果的な学習支援・授業管理・教材管理の実現を目指し、LMS(Learning Management System)の導入について引き続き検討する。

(3)　教員免許状の再課程認定に向けた取組と教職課程センターの充実

教育職員免許状取得の認定を受けている学科においては、関連する教育体制（カリキュラムや教員配置等）の再確認を行うとともに、平成 31（2019）年度の再課程認定に向けた調整を引き続き行う。また、教職課程センターを中心に、教員免許状の取得を目的とした科目等履修生への指導体制の整備・強化を行う。

〔各学部・学科〕

(1)　医療福祉学部

（ア）　医療福祉学科

本学科では、３つのポリシーの下、医療・保健・福祉の問題を医療福祉の視点で総合的に把握できる専門性に重点を置いて専門職種との連携のあり方を理解し、対人援助サービスを展開できるソーシャルワーカーを養成することを基本方針としている。

平成 30（2018）年度においても、専門職養成の前提になるリメディアル教育の試行、入学者の資質向上や国家試験関連科目評価基準の厳正化を行い、専門ゼミナールの専門職養成機能や国家試験対策機能を強化することを目指す。また、保健・医療・介護・福祉の関係者が連携したサービス提供を求められる地域包括ケアシステムが目指されている中、それらをつなぐ仕事として、これまで本学科が重点を置いてきた「実践力のある」そして「医療に強い」ソーシャルワーカー養成を引き続き進めることとする。

学生がそうしたソーシャルワーカーを目指し、国家試験合格とともに希望する就職が達成できるよう、専門ゼミナール教員は、急増しているソーシャルワーカーの求人に対応し、きめ細かい個別指導と卒業生と連携した就職先確保に努めることとする。また、全国の義務教育機関において増員が見込まれるスクールソーシャルワーカーの養成に対応できるよう進めてきた養成課程が、平成 30（2018）年度からスタートすることに合わせて進路開拓を行う。国家試験対策では、引き続きクラス別対策講座、頻繁な模擬試験などの取組に加えて４年次生の国家試験対策合宿を追加するなど、対策を更に強化することとする。

（イ）　臨床心理学科

本学科の教育における基本方針は、科学的な心理学に基づく人間理解を基盤として、医療と福祉の両分野を始めとして、人間の心に関わる多様な社会的ニーズに対応できる、心温かい豊かな人

間性を備えた人材を育成することである。

この方針に基づき、以下の３点を教育の重点施策とする。まず、①平成 30（2018）年度から、新カリキュラムに基づき国家資格「公認心理師」養成を開始する。特に、新カリキュラムの実施、学外実習先の開拓や連携を進める。また、②精神保健福祉士の養成課程は平成 30（2018）年度で完成年度を迎える。実習成果をより高めるため、実習指導者との連携を強化し、事前学習及び事後学習に反映させる。国家試験対策を実施し、学生の資格取得に向けた学習を支援するとともに就職に向けた支援、指導を行う。さらに、③本学科のディプロマ・ポリシーに掲げた学習成果を達成し、学生のキャリア形成を進めるために、これまでの教育課程の検討結果やキャリア教育成果などに基づき、１・２年次で専門科目の知識・技能を確実に修得させ、３・４年次のキャリア形成の支援に結びつける。

（ウ） 保健看護学科

保健看護学の科目を体系的に配置し、看護実践力を育成する。講義・演習で修得した知識と技術を臨地実習で展開し、看護職者として自信を持つことができる指導を行う。３年次からの臨床看護学コース（看護師＋選択で高校(看護)教諭免許状取得）、公衆衛生看護学コース（看護師＋保健師）、学校看護学コース（看護師＋養護教諭一種）の３コースともに看護師国家試験受験資格取得が卒業必修要件であり、保健師並びに養護教諭には看護師の資格が前提であることを学生に周知徹底し、看護師・保健師国家試験の合格率 100％を目指す。

平成 30（2018）年度は、現学部最後の入学生を迎える。平成 33 年度までに過年度生を含め、在校生が卒業できるように、学年担当支援の教授１名と１～３年次生の学年担任に４名の教員を配置する。４年次生には、学年担任と卒業研究担当教員が、履修や就職、国家試験対策等きめ細かい履修・生活指導を行う。

平成 31（2019）年度からの新学部に向け、教員の教育力向上、教育機材整備、演習・実習指導力の向上を図る。

（エ） 子ども医療福祉学科

本学科では、以下の５項目を平成 30（2018）年度の重点目標として教育活動を進めていく。

(1) 保育士・幼稚園教諭養成（子どもへのケアワーク）と精神保健福祉士養成（ソーシャルワーク）を統合する新しい教育内容の確立を目指す。

(2) 「妊娠・出産から始まるあらゆる子どもと保護者の支援者」の育成という専門職養成像を周知徹底し、積極的に外部に発信していく。

(3) 学生指導体制については、担任制、専門教育の際の制服の着用、授業開始前後の挨拶の励行、教育課程外の指導（HR、個別面談）など、前身となる医療短期大学医療保育科の良い部分を継承する。さらに、時代のニーズに適合した新しい指導体制の確立を目指す。

(4) 平成 30（2018）年度から始まる保育実習では、一人でも多くの学生が初めての実習を乗り越えられるよう粘り強く支援する。また、平成 31（2019）年度から始まる幼稚園実習の準備、精神保健福祉士実習の実習先との信頼関係の構築に努める。

(5) こども園については、最先端の実践の場、さらに、研究・実習施設としての役割の確立のために、全面的な協力を行う。

(2) 医療技術学部

（ア） 感覚矯正学科

「感覚」は人が生活していく上で欠かすことのできない身体的機能である。本学科では視覚・聴

覚・言語・摂食及び嚥下機能について、基礎医学、臨床医学、関連基礎科学の学習を通じてこれらを深く理解させる。さらに、視機能あるいは言語聴覚機能の評価、病態の理解、障がい克服のためのリハビリテーション（及びハビリテーション）技術を修得させる。本学科の教育目標は、医療人として社会で貢献するための専門性の高い広い知識と、優れた臨床技術の修得のみならず、新たな問題に対して自ら解決する能力を獲得し、障がい者に寄り添う豊かな人間性を兼ね備えた、この分野における指導的立場となる人材としての自覚を持たせることを意図している。そして、生涯にわたり社会で活躍できる視能訓練士又は言語聴覚士の養成を目指す。

（イ） 健康体育学科

本学科の教育基本方針は、健康学、体育学、医学における専門教育を行い、科学的な健康・体力づくりの推進役として幅広いライフサイクルにおいて活動できる人材の養成を目指すことである。具体的教育内容・方法としては、現代社会を生きる人々全ての年代に対応した最新の健康体育学の知見を講義・実技・実習等を通して提供し、個々人の身体機能や生活環境を考慮した適切な運動処方と実技指導のできる運動指導者、並びに学校での健康教育に関わる教員の育成を徹底する。これまでと同様に、健康運動実践指導者資格又は保健体育科教員免許を取得する能力を必須とし、学生の進路を考慮した３つの履修モデル（運動指導系、学校教育系、社会健康系）に沿って指導を行う。さらに、知識や技能の教育のみに偏することなく、健康体育人として他人や社会との関わり方にとって特に大切な要素である礼儀や徳性といった道徳的価値を重視した指導を引き続き行う。

特に平成 30（2018）年度は、平成 28（2016）年度に改正した新カリキュラムと旧カリキュラムの混乱が生じないよう学生の履修指導を徹底するとともに、健康運動指導士、保健体育教諭、養護教諭など進路と深く関連する資格取得の積極的な取組を継続的に促す。また、地域・社会との関わり方を学ぶ場として、学科が運営する健康教室や公開講座などに学生の積極的参加を促し、教育効果の向上を目指す。

（ウ） 臨床栄養学科

医療･福祉･保健領域における様々なチームの中で､食と栄養に関する高度専門職の一員として、人々の健康長寿を支援できる管理栄養士を育成する。カリキュラム（教育課程）は、管理栄養士を育成するための科目を体系的に配置し、さらに、医療福祉分野に貢献できる専門的知識と実践力の修得に重点を置いている。

平成 30（2018）年度より、附属病院や総合医療センターでの体験・見学の内容を充実させ、入学時の導入教育の強化を図る。また、21 週間にわたる臨地実習では、地域（在宅）や医療福祉施設における実習体験を通して幅広い教養と心温かい豊かな人間性を養い、卒業後の職務遂行に必要な基本的能力を育成する。健康な方から病んでいる方、幼児から高齢者まで様々な人と関わり、一人一人の問題の発見と解決が実践できる能力やコミュニケーション能力の向上を図る。

人を敬う気持ちや、専門職に求められる自ら学ぶ姿勢を身に付けた臨床に強い管理栄養士の育成を目指す。

（エ） リハビリテーション学科

本学科は、高齢者や障がい者の機能回復や生活の自立及び社会参加を支援できる専門知識・技術と豊かな人間性の備わった理学療法士・作業療法士を養成することを目的とする。豊かな人間性のかん養のため積極的に基礎教育科目を学ばせる。また、基礎医学科目、臨床医学科目、専門科目の修得に力を入れさせる。さらに、実習科目の修得を通じて、実践力、応用力を高める。

平成 30（2018）年度は特に以下の目標に重点を置いて教育する。

(1)　１年次生は、学生を小グループに分け、多くの教員が関わり小グループ活動を通じて学生を指導する。特に、再履修者が多い解剖学と生理学は、科目担当者と連携しながら小グループ活動を活用して学修を支援する。

(2)　２年次生には、実習科目に多くの教員を参加させ、全員が臨床基礎実習の履修要件を満たすように指導する。学習支援を行うために、小グループ活動を継続する。

(3)　３年次生には、卒業研究のゼミ単位での学習支援を強化し、全員が臨床実習の履修要件を満たすことができるように指導する。

(4)　４年次生には、全員が臨床実習を合格できるように支援や指導を強化する。学外実習後には臨床実習総合学力試験対策用特別講義を行う。臨床実習終了後には、国家試験対策用特別講義や模擬試験後の解説を行う。国家試験合格が危ぶまれる学生には小グループでの勉強会や卒業研究ゼミ単位での個別学習支援を行い、全員の国家試験合格を目指す。

（オ）　臨床工学科

入学時から様々な活動を通じて、臨床工学技士の仕事への理解を深め、学習意欲を高める。日頃からの学習習慣を身に付けさせ、体系的に配置した講義・実習を通じて、専門性と実践力を修得し、社会で活躍できる臨床工学技士を養成する。

１年次では、基礎学力向上に重点を置き、実習科目を含めた、きめ細かい指導を行う。さらに、病院見学や臨床現場で活躍する卒業生の講演などを通じて、臨床工学技士の仕事への理解を深める。また、学年間の共同活動などを通じて、やる気の向上を図る。２年次では、専門科目が多くなり、それらの修得と定着を図るため、演習や小テストを含めた講義・実習を実施する。２年次から３年次春学期にかけては、同一分野の講義科目と実習を連続的に学ぶことで理解と知識の定着を図る。３年次秋学期から４年次春学期に実施する臨床実習では、予復習に加えて理解度テストの合格を目標に習熟度を向上させる。３年次秋学期には、就職活動に向けた講座も実施する。並行して実施する研究活動を通じて、探求心を養うとともに、国家試験の全員合格を目指して模試や対策講座も実施する。

（カ）　臨床検査学科

本学科は、現代医療の中でチーム医療の一翼を担い、卒業後直ちに医療福祉や教育の場等で活躍できる高いレベルの知識と技術を修得し、かつ医療人としての豊かな人間性と高い倫理観、生涯研修・研さんを行う意欲と能力を身に付けた臨床検査のエキスパートの育成を目的とする。

本学科は平成 29（2017）年度開設であり、１年次生と２年次生が教育の対象である。１年次生は、基礎教育科目である医学・医療の基本理念や生命倫理、医療福祉、保健、健康などに関する幅広い教養と語学の修得と人体の構造や機能、医学と医学検査への取組など臨床検査学への橋渡しとなるような専門基礎分野の科目を修得する。２年次には専門分野の学習が中核をなし、検体検査学から生理機能検査学全般について知識を積み上げ、統合的な学習、科目間のつながり等を意識しながら、理解を深められるような講義・実習を実施する。また、各学年に学年担当教員を複数名配置し、学習面のサポートや生活面の指導・支援を実施する。

（キ）　診療放射線技術学科

本学科は、進歩発展の著しい診療放射線技師業務に的確に対応できる専門的知識と実践的技術を持ち、チーム医療を担う豊かな人間性を備えた診療放射線技師を養成する。

平成 30（2018）年度は設置２年目の年となる。２年次生には、３年次からの臨床実習を効果的

に履修できるように臨床に関係した専門科目を意欲的に取り組ませ、確実な知識・技術の修得に専念させる。１年次生は、人間性の育成のための基礎教育科目と併せて、診療放射線技術を学ぶために必要な理工学的な基礎を重点的に教育するとともに、講義の中に附属病院中央放射線部の見学を組み入れて、自らが目指す職種の業務を再確認させて自身のモチベーションの向上を図る。講義配置は医学及び放射線技術学の基礎的な専門科目を春学期から段階的に開講して、基盤となる確実な知識・技術の修得を目指す。学習面、生活やマナーについての指導、支援を目的とした個別指導体制は、担任以外に１年次生は小グループでのアドバイザー(専任教員)、２年次生は副担任(専任教員２名)を配置する。

(3) 医療福祉マネジメント学部

（ア） 医療福祉経営学科

本学科では、大学及び医療福祉マネジメント学部の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、医療福祉経営学に関する科目を体系的に配置し高度な専門性と実践力に重点を置いた教育課程（カリキュラム）を編成し、実施する。

（イ） 医療秘書学科

教育目標にうたってある「診療現場（臨床現場）で医師の右腕となる医療秘書を養成する」ことを実践するために、基本的な方針として、医師の事務作業を請け負える知識・技能の修得とともに、チーム医療の「段取りマネジャー」としての知識・技能を修得させる教育を行う。平成 27 年度から、こうした知識・技能を修得して認定試験に合格した者に対し「クリニカルセクレタリー」と呼称を与えているが、教授方法を工夫して、全員が合格することを目標とする。

また、この教育プログラムは BP プログラムとして、文部科学大臣の認定を受け、平成 29 (2017) 年度から社会人にも開講している。学生にとっては在学中に認定資格を取得できるメリットを生かし、就職に有利となるよう、併せて就職指導にも生かす。

なお、クリニカルセクレタリーの認定資格は、今後、日本医療秘書実務学会と協力し、全国に展開できる教育プログラムとして発展させることを、引き続き検討する。

（ウ） 医療福祉デザイン学科

造形能力のみならず基礎学力におけるレベルも多様となった学生に対応すべく、科目間に関連性を持たせた授業展開を実施すること、さらには小テスト等効果確認行為をきめ細かく実施することにより、能力の凹凸を高水準にて平準化できるよう各授業の内容をより一層精査し、実行に移す。これらの改善により、本学科の教育方針・目標実現に向け更に明確かつ着実にカリキュラムの内容を継続的に実践する。

当該実践成果・実績について、医療福祉関係等の第三者の視点からよりきめ細かく検証を行う。特に病院等へのデザイン導入効果の検証については、着実にその実行を推進し、それらを教育に反映させるだけでなく研究成果へと着実につなげつつあり、今後とも社会に向け強く発信していく。

さらには、教授内容につき精査し、次のカリキュラム改訂に向け修正を施すべく検討を開始する。

認定医療デザイナー制度とホスピタルデザイン検定制度を、学習意欲向上及び就業意識醸成に資するよう着実に運用を継続する。

本学科に事務局を設置しているホスピタルデザイン研究会とも密に連携し開催している学科内 FD 研修会を平成 30（2018）年度も着実に継続開催し、教員及び学生の資質向上に貢献する。

（エ） 医療情報学科

学科の教育理念である「望ましい医療のための情報化推進のリーダーとなる人材を育成する」に従い、平成 30（2018）年度も医療分野の情報化推進に資する人材育成を教育方針とし、医療情報技術と診療情報管理に関する専門的な知識と技術を修得させ、医療情報技師と診療情報管理士の認定資格の取得（ダブルライセンス）を目指す。具体的には、専門基礎科目に配置した医学・医療系科目での知識をベースに、実習概論や病院情報システム演習で理解を深めた上で、病院実習に向かう流れを充実させる。また、情報分野では、ソフトウェア開発やデータベース、ネットワークに関する知識や技術を修得した上で、医療現場での課題解決を目指す情報技術総合演習でその成果を確認する。資格取得に向けた支援では、それぞれの苦手分野の克服を目指した指導を心掛け、学生の希望や特性を踏まえた就職指導につなげる。

2） 大学院

〔大学院全体〕

本大学院及び各研究科・各専攻の教育理念・目的・教育目標を方針に基づき学内外で周知し、理解の浸透を図る。大学院生に対して、大学院の目標・目的・教育目標に沿った教育を確実なものとする。特に、方針に基づく３つのポリシーである「入学者の受け入れ方針(アドミッション・ ポリシー)」、「教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」、「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」を大学院生及び関連する教職員に周知徹底することにより、教育の深化を確実なものにする。

大学院全体の志願者増加に結び付く本学の魅力を具体的に発信する。社会人の受け入れを念頭に置いた「教育方法の特例措置」及び「長期履修学生制度」を導入し、学習環境等を整えている大学院であること、経済的な支援を希望する大学院生には学業成績を重視した奨学金制度を導入していること、さらに、優秀な大学院生に対し教育補助業務を通した大学院生のトレーニングの機会を提供する TA 制度を有していることなどの具体的な処遇改善を図っていることを様々なツールを用いて魅力を発信する。奨学金制度や長期履修学生制度については、入学時のオリエンテーションで情報周知する。

「教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」にのっとり、在学期間内における国際学会での研究発表、本学の研究倫理研修会への参加、医療福祉研究報告会や川崎医療福祉学会などでの研究発表を促進させる。特に大学院生の国際学会での口頭発表については、旅費の一部を川崎医療福祉学会と協力し、引き続き支援する。

学内で開催される研究倫理研修会や、FD・SD 委員会共催のコンプライアンス研修会に参加させ、倫理的な配慮に関する最新の情報を得る機会とする。特に、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「個人情報保護法」に関する特別講義と研修会を適宜開催し、研究倫理教育を確実なものとする。大学院専攻交流会を開催し、多職種連携を意図した医療福祉研究における次世代の担い手の育成を図っていく。

平成 27（2015）年度から導入した学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に基づく各専攻の「学位申請要件」及 び「学位論文審査基準」を大学院生及び関連する教職員に周知徹底する。「修士論文審査に関する申し合わせ」を周知し、平成 30（2018）年度入学生から履行する。

〔各研究科・専攻〕

(1)　医療福祉学研究科

（ア）　医療福祉学専攻

【修士課程】本専攻の３つのポリシーの下、医療福祉分野の理論と実践について深い学識を備え、様々な領域のソーシャルワーク並びに生活支援に関する高度な専門知識と技能及び高い倫理観を備え、医療福祉現場のリーダーとしての問題解決能力を有する人材を養成することを基本方針としている。

平成 30（2018）年度においては、この方針の下、以下の取組に重点を置くこととする。

(1)　社会人大学院生の「特例措置」及び「長期履修制度」が円滑に活用されるよう適宜相談支援を行う。

(2)　個々の大学院生が単位履修、研究活動、メンタルヘルスなどに課題を保持していないか定期的に状況を把握し、課題がある場合は教員間で連携し支援を行う。

(3)　医療福祉総合コースにおいて、アドバンス・ソーシャルワーカーを目指すことができるよう平成 30（2018）年度からカリキュラム改正が予定される中、学部生や医療福祉現場で働いている卒業生に本専攻志願のための働きかけを引き続き行う。

【博士後期課程】本専攻の３つのポリシーの下、医療福祉分野について、様々な領域の具体的な実践と学術的分析により、医療福祉における理念を探究し、その体系化を目指すための研究者として自立した研究活動を行い、あるいは専門的業務に従事するのに必要な高度な研究能力及びその基礎となる学識を有する人材を養成することを基本方針としている。

平成 30（2018）年度においても、博士後期課程の在学院生が少数であるため、以下の取組に重点を置くこととする。

(1)　修士課程在学院生や医療福祉現場や他大学で働いている本専攻の修了生に博士後期課程志願のための働きかけを行う。

(2)　「博士後期課程を経ない者の博士論文審査」の出願資格がある本学教員や他大学、他研究機関所属の研究者に志願の働きかけを行う。

（イ）　臨床心理学専攻

【修士課程】本専攻における教育の基本方針は、社会からの様々な要請に応じ得る高度な職業人としての公認心理師及び臨床心理士を養成し、医療・福祉現場において臨床心理学的専門性を持って責任ある貢献ができる人材を育てることである。

この基本方針に基づき、以下の５つを具体的な教育方針とする。①新しいカリキュラムに基づき、平成 30（2018）年度より国家資格「公認心理師」の養成を開始する。その際、既存の臨床心理士養成のカリキュラムとの整合性を図りながら、両者の養成を行う。特に、学外実習先との連携を継続し強化する。②チーム医療及び多職種連携の視点から、本学の独自性である「医療福祉学」の理念を理解し、対象者を支援するための臨床心理学の専門的な知識・技能を修得する。③心理学に基づく人間理解の方法を基礎にして、臨床心理査定・介入・カウンセリング技法等の高度な専門的知識・技能を、学内外の現場実習において実践し修得する。④臨床心理学の問題や課題を設定し、心理学の科学的研究法を適切に活用し、批判的思考能力や倫理観を備えて問題を解決できるようにする。そして、研究成果を学会や研究論文などで公表できるようにする。⑤国家試験対策講座などを開催して、学生の公認心理師の資格取得に向けた学習を支援する。

【博士後期課程】博士後期課程の教育方針には、２つの柱がある。第一に、これまでに修得した高

度な知識・技能、臨床経験などを土台にして、学内外で豊富な臨床実践を経験し、「医療福祉人」の理念の下、チーム医療や多職種連携の中での臨床家としての実践力を更に高める。第二に、心理学の科学的方法論に立脚した研究者・教育者を目指し、実践及び研究領域において指導的立場で行動できる態度・知識・技能を修得する。さらに、研究成果を国内外の学会で発表し、研究雑誌に公表するよう指導・支援する。

（ウ） 保健看護学専攻

【修士課程】人々が持つ健康問題の解決を目指す支援活動としての保健・看護ケアをサイエンスとして、アートとして探究することにより、人間性豊かな高度専門職業人の養成を目的とする。

大学院生の履修計画に基づき、履修期間内に修了できるよう、教授８名、准教授６名体制で指導に当たる。助産師コースは附属病院の女性医療センター外来での助産診断、保健指導、母親教室を病棟に継続させた助産学実習を加える。正常分娩の介助だけでなく緊急時の見極めの判断力を養う。

がん看護専門看護師課程はがん看護学の教員が指導を行い、修了生に対しては、審査試験合格に向けた卒後指導を行う。また、認定審査受験資格が 38 単位取得に変更されたことに伴い、平成 31（2019）年度開始に向けたカリキュラム改正を行う。同時に、修士号を持つ看護師が施設管理に就任する機会が増えていることから看護管理者養成課程の新設を準備する。保健看護学研究課程を選択する大学院生には、研究者としての力量を身に付ける指導を行う。

【博士後期課程】人間の尊厳を基盤において、保健・看護ケアを理念、知識、技術のいずれの次元からも探究することにより、次世代に伝える保健・看護学の構築に貢献できる人材の養成を目的とする。大学院生は保健・看護学の構築を目指し、看護ケアの開発と研究を行う。在学中の大学院生は現任の看護系大学教員が多く、研究分野や教育担当領域もほぼ確立されている。各自の研究課題を、発達期看護研究と包括的地域看護研究に発展させ、博士論文を完成させる。

また、修了後は教育者、あるいは研究者を目指す大学院生もいるため、修了後も自立して継続できる研究力を身に付けることができるように指導する。

看護系教授７名で指導体制を整え、履修計画の期間内で修了できるように指導に当たる。在職中の大学院生には、履修計画の期間内で修了できるように電子媒体等を活用して、リアルタイムの指導を行う。

研究の成果を学会で発表し、さらに、学会誌へ投稿することを指導し教育者、研究者として成長できる素地を養う。

(2) 医療技術学研究科

（ア） 感覚矯正学専攻

【修士課程】視能訓練士あるいは言語聴覚士の国家資格を持った大学院生の「高度な能力を有する職業人あるいは研究者の養成」を教育目標とする。感覚矯正に関わる視覚機能、聴覚機能、言語機能及び嚥下機能を高次脳機能などの諸領域において、高度な学問の追究とこれらの障害に対する適切なリハビリテーション及びハビリテーションを模索する。これらの領域における急速な学問的発展と高齢者の各種感覚異常の急増に対応できる人物の育成を目的として、至適な環境整備と指導の充実を図る。なお、社会人として働いている中で問題を発見し、症例データのまとめを行う目的で大学院に進む場合は、可能な限り臨床を継続し、臨床の場で研究が出来るよう特別なカリキュラムを検討して課程の教育を受けられるように努める。

【博士後期課程】修士課程での研究レベルを質的により高度にし、社会人入学者に対しては研究目的を十分吟味し、その成果が博士論文としての条件を十分に満たすことができる内容に仕上げる。

研究成果は積極的に専門学会（国際も含む）で発表させ、川崎医療福祉学会誌あるいは国内外の専門誌に掲載させる。

（イ） 健康体育学専攻

【修士課程】本専攻の教育理念は「健康学・体育学・医学における健康体育学を更に高度なものに深め、人々の健康と生きがいを尊重し、実践できる人材の育成を目指す」である。これを受けて、「健康学・体育学・医学を融合した高度な健康体育学を身に付け、健康体育の実践と指導、並びに教育・研究のできる人材の養成」を目的としている。具体的教育目標として、①運動指導の場で総合職として深い見識を持った高度専門職業人を目指す。②中学校・高等学校教諭専修免許状（保健体育科）、養護教諭専修免許状を取得する。③博士後期課程に進学する者は、５年間の教育・研究を体系付け国内外で活躍できる教育研究者を目指す。この３点を掲げている。引き続き専攻５領域において、教育理念、目的、教育目標の再点検を図り、学部、専攻、さらに、博士後期課程（健康科学専攻）の連続性の適切性について検討を重ねる。特に平成 30（2018）年度は、養護教諭専修免許状の課程認定を受けるために実施したカリキュラム改正（保健体育と養護の専修免許状取得に対応するために科目の構造化を行った）の初年度にあたることから、教員の指導体制の強化を図り、関係する学生への教育をより充実させる。

（ウ） 臨床栄養学専攻

【修士課程】本専攻では、人々の健康の維持・増進、疾病の予防と治療に関わる諸問題に携わり、問題点を総合的に捉え、人間を中心において栄養・食生活の側面から解決を図ることのできる高度専門職を育成する。

栄養学領域の高度専門職として、保健、医療、福祉などの臨床の場で指導的役割を果たす上で必要な高度な専門的知識と技術、経験、総合判断力を備えた指導者、及び臨床栄養学の学術発展に貢献し次世代専門職業人の育成に携わることのできる教育研究者を育成する。これに向け、その関連分野の学会発表を指導し、研究分野の視野の拡大を図り研究活動に目標を設けるとともに、様々な人々との交流を深める。

（エ） リハビリテーション学専攻

【修士課程】本専攻の教育基本方針は、学究的能力をかん養し、高度な理論と技術を持ってリハビリテーション学の深化に貢献できる人材を養成することである。同時にプレゼンテーション能力を高め､研究の成果を国内外の学術雑誌や学会等で発表し､関連分野や社会に貢献できるようにする。平成 30（2018）年度は全学生が社会人のため、勤務しながら研究が遂行できるよう配慮する。具体的には、夜間や土曜日午後など講義時間外の指導、電子メール等の手段を駆使した研究支援、勤務地の臨床業務の中で体験した症例についての症例研究の指導等を行う。

【博士後期課程】リハビリテーション学専攻の教育基本方針は、リハビリテーション学の研究を深化し、より高度な学術の進歩発展に寄与する研究能力を備えた人材の養成することである。全学生が社会人のため、勤務しながら研究が遂行できるよう配慮する。そのために、夜間や土曜日午後など講義時間外にも指導し、さらに、電子メール等の手段を駆使して研究を支援する。また、プレゼンテーション能力を高め、研究の成果を国内外の学術雑誌や学会等で発表し、関連分野や社会に貢献できるように支援する。

（オ） 健康科学専攻

【博士後期課程】運動科学・栄養学・保健学（休養・疾病予防）を融合した学際的な健康科学を修得し、先駆的な教育・研究を推進し社会に貢献できる研究・教育者の育成を行う。実践面ではチー

ムの一員として、特定の治療・訓練を担当する専門職を始め、医療情報管理の専門職、健康・運動領域の各種指導員、栄養分野の国家資格を有する食の専門職等、健康問題を担う専門職業人としての能力向上を目指す。具体的には、専門性を深化させ、プレゼンテーション能力、論文作成能力の向上を図る。教育指導能力の修得と向上、医療福祉理念、学際的視野及び国際的視野を会得させるとともに、博士論文作成能力を修得する。博士号の取得によって研究者のスタート地点に到達したという自覚を持たせる。特に平成 30（2018）年度は、学位審査要件及び学位論文審査基準の更なる周知と充実を図り、博士論文作成能力修得の指導強化を図る。

（カ） 臨床工学専攻

【修士課程】臨床工学分野における高度な専門知識を持った高度専門職業人と教育・研究者の育成を目的とする。そのために、教育課程を構成する基盤分野、臨床工学分野、生体工学分野の教員間で緊密な連携を取りつつ、系統的な教育・研究指導を行い、①医療技術と医療安全に関する高度な臨床工学分野の知識の修得、②医療の安全・安心を支える基盤となる医用生体工学分野の知識の修得、③柔軟な発想力と発表能力の獲得を図る。特に多角的に研究内容を検討し、研究レベルを高めるために、研究テーマに関連する分野の複数教員による指導体制をとる。さらに、社会人大学院生に対しては、限られた時間内で成果を上げられるよう、実施計画を立て、関係教員間で連携を取りながら指導する。

【博士後期課程】臨床工学分野において高度な専門知識を有するとともに教育・研究活動が自律的に行える臨床工学分野の専門家の育成を目的とする。そのために、①医療技術と医療安全に関する高度な臨床工学分野の知識・研究能力の獲得、②医療の安全・安心を支える基盤となる医用生体工学分野の知識・研究能力の獲得、③柔軟な発想力と発表能力、教育指導力の獲得を図る。より深化させた研究を遂行可能とするため、関連分野の複数教員で指導を行う。また、研究に関連した、より幅広い知識を吸収するため、国内のみならず国際学会などへの参加・発表や専門分野の学術誌への投稿などを奨励する。

⑶ 医療福祉マネジメント学研究科

（ア） 医療福祉経営学専攻

【修士課程】医療福祉分野の経営管理に関する学際的な研究を行い、「持続性」に裏打ちされた適切な医療福祉サービス提供のために必要とされる高度なマネジメント能力を備えた専門家の養成を行う。特に医療福祉現場において、実践力を持つ医療福祉経営人材を育成する。

（イ） 医療秘書学専攻

【修士課程】高度な専門的職務を担う医療秘書としての人材を育成するとともに、理論と実務に関する専門的能力を有し指導的立場に立つ教育者及び医療秘書事象に関する諸研究の向上に貢献し得る高度な専門的能力を有する研究者を養成する。

（ウ） 医療福祉デザイン学専攻

【修士課程】従来の教授内容実績を踏まえ、各研究領域の内容をより正確かつ平明に明示するとともに、きめ細かい指導を事前に実施することにより、履修生が各自に相応しい研究領域を選択できるように導く。また、選択研究領域のみに偏りがちな従来の学習傾向を改めるため、引き続き各研究領域を横断的に学習・研究可能なように配慮し、学生を積極的に指導する。

教育・研究内容について医療福祉の現場指向の強化を推進するとともに、新カリキュラムに対応した新生医療福祉デザイン学の確立に向けて更なる実践活動を重視し、学外の医療福祉関係者等の客観的な立場からも検証に関する協力を仰ぎつつ、より社会に提案性のある研究を増やしていく方

針を維持・継続する。また、次のカリキュラム改訂に向け修正を施すべく検討を続行する。

学生確保に関しては学部在学生のみならず他大学卒業生及び社会人受入れ対策が急務との認識の下、本学同窓会はもとよりホスピタルデザイン研究会やメディカルイラストレーション学会とも連携し、本専攻の社会的認知度の向上に努め、一定の成果を得ているが、更なる情報提供領域の拡充（関連学会・研究会等）を目指す。

（エ） 医療情報学専攻

【修士課程】専攻の教育理念である「医療・福祉分野と情報通信技術に関する専門知識を併せ持ち、我が国の医療福祉の水準向上に貢献し得る高度情報通信システムの具現化に必要な幅広い知識を有する学際的情報技術者を養成する。」に従い、平成 30（2018）年度も医療・福祉と情報通信技術の両領域についての高度な専門知識と技術を修得させることを目的とする。具体的には、臨床現場で発生する様々なデータを適切に収集、加工、解析する能力を育成するほか、地域医療連携を始めとする医療機関・介護施設等における施設内外の情報連携について、その概要を知り、そこで使われるセキュリティ技術や標準規格等の情報通信技術を理解し、運用における課題等を抽出し、医療情報の専門家として携わることが出来るレベルの知識・技術を修得させる。

【博士後期課程】専攻の教育方針に従い、平成 30（2018）年度も医療情報通信技術に関する高度な専門知識と技術を修得させるとともに、その進歩発展に寄与する研究能力を獲得させることを教育方針とする。具体的には、臨床現場で発生する様々なデータを適切に収集、加工、解析する能力をより高めるほか、地域医療連携を始めとする医療機関・介護施設等における施設内外の情報連携について、その概要を知り、そこで使われるセキュリティ技術や標準規格等の情報通信技術を理解し、様々な課題等を抽出し、医療情報の専門家として運用に関わることが出来るレベルの知識・技術を修得させる。

５ 入学試験及び広報活動

(1) 入学試験

① 入試の実施

学部では、川崎学園アドミッションセンターの方針の下に、本学、医療短期大学及びリハビリテーション学院（以下３施設）による合同入試を実施する。入試区分として、AO 入試前・後期、推薦入試前期、推薦入試後期 A・B 日程、一般入試前期 A・B 日程、一般入試後期及び大学入試センター試験利用入試を設ける。AO 入試前・後期及び推薦入試前期は、本学を第一志望とする優秀な学生を確保するため、専願入試とする。推薦入試後期、一般入試前・後期及び大学入試センター試験利用入試は、目的意識の高い生徒等がより受験しやすいよう、当該３施設の併願受験を可能とする。

入試区分（編入学試験、大学院入学試験を含む）ごとに入学試験委員会において実施計画を協議・決定する。それに基づき、入試実行委員会において入試の準備・実施の確認及び担当者の依頼を行い、遺漏なく入試を実行する。

② 定員管理

合同入試を実施すること及び各入試区分の募集人員を適正に定めることにより、引き続き学科単位での定員未充足又は定員超過の状況の改善に取り組む。また、定員を確保できなかった学科については、効果的な入試広報の工夫を継続して行う。入学者数が定員を大幅に下回っている３年次編入学については、そのあり方や定員の見直しの検討を継続して行う。定員充足に至っていない大学院については、社会人の出願を増すため、入試広報活動の一層の強化を図る。

③　出願形態

学部入試では、インターネット出願により入試業務を効率的に行う。編入学試験、大学院入学試験は従来どおり紙媒体での出願とする。

④　入試問題

学部入試では、入学後の医療福祉分野の専門科目の修得に必要とされる基礎学力を評価するため、全入試区分において学力テストを実施する。一般入試前期の学力テストは、選択科目（コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ、国語、日本史 B、数学Ⅰ、物理基礎、化学基礎、生物基礎、物理、化学、生物）とし、学習指導要領に基づいた適正な出題範囲を維持する。一般入試前期及び大学入試センター試験利用入試以外の入試区分では、全ての生徒等が共通して有しておくべき基礎学力（知識、思考力、判断力）をより適切に評価できる内容とするため、従来の５教科（英語、国語、地理歴史・公民、数学、理科）総合型の基礎学力確認テストを、**３教科（英語、国語、数学）総合型の基礎学力確認テスト**とする。出題ミスを防止するため、すべての学力テストについて第三者による問題チェックを実施する。一方、医療福祉専門職に必要とされるコミュニケーション能力や協調性を評価するため、大学入試センター試験利用入試を含む全ての入試区分において面接を実施する。専願入試の AO 入試前・後期及び推薦入試前期では、学科独自の面接とする。併願受験が可能な推薦入試後期 A・B 日程、一般入試前期 A・B 日程、一般入試後期及び大学入試センター試験利用入試では、３施設共通の面接とする。

編入学試験では、学科独自の筆記試験と面接を実施する。

大学院入学試験では、専門科目及び英語の筆記試験並びに口述試験を実施する。修士課程の英語は、研究を実施する上で必要とされる基礎英語力を評価するため、全専攻共通の問題とする。

⑤　試験会場

推薦入試後期、一般入試前期及び大学入試センター試験利用入試は、県外の生徒等も受験しやすいよう、学外に試験会場を設けて実施する。推薦入試後期では、近県の生徒等の出願が主となるため、学外試験会場は大阪、姫路、米子、広島、山口、高松、松山、高知、福岡の９会場とする。一般入試前期及び大学入試センター試験利用入試では、関東地方及びその周辺の生徒等の出願を促すため、前記に加え東京にも会場を設定する。

(2)　入試広報活動

①　キャンパスガイド等

３施設を掲載したキャンパスガイドを作成する。本キャンパスガイドは、昨年度の内容を見直し、当該３施設の関係性をより効果的に伝えることができるものとし、従来どおり受験生・高等学校・予備校等へ発送する。また、**学部改組を反映した紹介 DVD を作製**し、オープンキャンパスで放映するとともにホームページに掲載する。

各学科の協力体制の下で行う事項については、入試広報委員の闊達な意見を求め、本学が当該３施設の中心施設として入試広報を進めていく。また、ホームページでの情報発信を充実させると同時に、ラインによる周知活動を継続して行い、キャンパス動画等の情報発信も強化していく。

②　入試説明会等

６月には、３施設合同入試説明会を、県内の高等学校のみならず近県からも参加を募り、より充実した形で実施する。当該説明会では、大学概要・入試概要の説明、学科ごとの相談ブースや授業・演習の見学を、参加者にとってより印象深いものとなるよう工夫する。その他、県内や近県で開催される業者主催の進学相談会（会場形式）や進学ガイダンス（高校内）には、前年度までの参加者数や出願実績を参考に、積極的に参加する。

③　オープンキャンパス等

オープンキャンパスについては、３施設合同で開催するものを３回、本学単独で開催するものを１回設ける。学園祭時には、来場者に対して効果的かつ効率的に学科や入試の情報を伝えるための説明会コーナーを設ける。３施設合同のオープンキャンパスでは、他施設との連携を図りつつ、より工夫した形で各学科の概要説明等を行うことにより、参加者に魅力あるイベントであることを印象付け、学科認知度を一層向上させるよう努める。

４月には、総合医療センターにおいて、**中学生・高校生を対象とした「かわさき 春の体験授業＆病院探検」を開催**する。参加者に対し、３施設の学生の学びや卒業後の社会での活躍について説明し、当該３施設が将来の有望な進学先であることを印象付ける。

個別の大学見学希望者や問合せに対しては、従来どおり入試課が窓口となり、学科等と連携を取って積極的に対応し、好印象を与えるよう努める。また、新入学生による母校訪問については、平成 29（2017）年度の実績を踏まえ実施方法等を更に工夫し、その増加を図るよう努める。教員による高校訪問については、訪問校を精選した上で、教職員専用ポータルサイトを利用した各学科の訪問予定や履歴の管理の下に、効率的かつ効果的に実施する。

６　教員・教員組織

本学では平成 28（2016）年度に明文化した本学の「求める教員像」に合致した教員を採用するため、教員選考基準をもとに、教員選考規程及び大学院教員任用規程に基づき、本学の理念・目的及び「医療福祉」の概念を理解し、共有する意欲があることを前提として、良き医療福祉人を育成するために誠心誠意をもって教育できる人格者を採用している。

また、本学の教員組織は、学校教育法第９章（大学）、大学設置基準第３章（教員組織）、大学院設置基準第３章（教員組織）や各資格養成に関わる指定規則等の関連法令に準拠した上で、教育目標を達成するために必要な教員数を確保しているが、平成 28（2016）年度には、大学全体の「教員組織の編制方針」を明確にし、学内外に周知した。それをもとに、新学科を含めた各学科及び総合教育センターの教員定数を定め、平成 30（2018）年度には学長のガバナンスの下、学部及び大学院教育の質保証を確保するために、「求める教員像」に合致した教員を選考するための学長面談及び准教授以上のプレゼンテーションを継続して実施する。特に、「教員組織の編制方針」により適正な教員人事を実施するため、平成 29（2017）年度から導入した**「教員の教育研究活動の業績・能力についての評価制度」を有効に活用し発展**させる。

なお、平成 29（2017）年度新設学科においては、届出による設置申請内容に沿った計画的な教員採用を実行する。

平成 31（2019）年度から新設を予定している保健看護学部、リハビリテーション学部の各学科教員については、「教員組織の編制方針」に基づき、年次ごとのカリキュラムに合致した適正な教員配置を計画する。

７　学生生活支援

本学の修学・生活・進路における支援のあり方を定めた「川崎医療福祉大学学生支援に関する方針」にのっとり、平成 30（2018）年度は特に下記の項目について、重点的に実施していきたい。

(1)　学生相談室を中心とする学生相談支援体制や学生支援センターによる情報共有体制を一層強化し、必要な対応や支援が迅速かつ的確に行えるようにする。

(2)　平成 29（2017）年度にまとめた「学生の傷病に関わる対応について」、「学内での学生急変時の救急車要請対応」、「インフルエンザ感染報告の流れ」を学生生活委員会を通じて各学科に周知徹底し、学内で

の学生の事故・疾病に適切な対応をする。

(3) 奨学金説明会の案内配付や奨学金継続者用の資料配付等を各学科の協力を得ながら実施し、奨学金申請者への確実な説明と貸与手続きを遅滞なく完了することを目指す。

(4) 防犯対策の一環として、学友会と連携したロッカー室の整理等に取り組む。

(5) 交通指導等を通して、学生の通学マナーの一層の向上に取り組む。

(6) 本学学生が実行委員長となる学園祭実行委員会や事務局総務部総務課と連携しながら、改修工事が予定されている総合体育館等の施設利用の工夫を提案し、学園祭を成功させる。

(7) 学長賞・学科長賞、功労賞に加えて**各年次での学修に関わる優秀者や学外で高く評価された研究などに対する賞を新設**し、学生や大学院生の学修に対する一層の意欲喚起を促進する。

(8) **平成 31（2019）年度新設予定の学生寮の管理について医療短期大学と連携を取り準備を進める。**

8　就職支援

学生自身が積極的に自らのキャリアを形成していく意欲を高めることを理念とし、「学生支援に関する方針」に基づいて、各学科との連携を充実し着実に就職実績を積み重ねることを目指す。医療福祉分野を中心に求人状況の分析・予測を行い、就職委員会での検証をもとに年間の就職関連行事日程を定めて、次の項目を中心に効果的な就職支援を実施する。

(1) キャリア形成支援体制：各学科が入学当初から卒業時まで計画的に実施する「学年別キャリア形成支援」と、就職支援センターが企画・実施の主体となる３・４年次生対象の「進路・就職支援プログラム」との連携を深め、学生の主体的な進路選択・進路設計の意欲と能力の向上に努める。

(2) 個別相談体制：有資格のカウンセラー３名を就職支援センターへ常時配置し、個別相談などの機能を一層充実させた就職支援を実施する。

(3) 就職情報の提供：個々の学生の希望に合致したタイムリーな情報検索や求人票の閲覧が可能な状況を維持するために、紙ベースでの情報提供に加えて、学内のパソコンから利用が可能な求人情報検索システムと学外からもアクセス可能な川崎医療福祉大学ポータルサイトの両者を活用して情報の提供を行う。

(4) 就職先開拓と状況把握：日々複数の人事担当者の訪問を受ける環境を積極的に活用し、より多くの職種の求人に結びつくように、本学及び各学科・専攻の特色の周知と情報交換に努める。岡山・倉敷のハローワーク等とも連携を深め、要望の強い地元の病院・施設や企業の求人情報の把握に努める。

9　教育研究等環境

本学の教育研究等環境整備については、本学の教育理念に基づく「教育研究等環境の整備に関する方針」を学内外に引き続き周知し、その方針に従って平成 30（2018）年度の目標を立て、本学の教育研究がより充実するよう環境整備を行っていく。

(1) 教育研究等環境の施設整備

平成 29（2017）年度の学科増及び収容定員増に伴う実習室等の整備、厚生施設の整備を年次進行に合わせ、計画的に行う。

総合教育センターにおいて、平成 29（2017）年度に学科共通実習室の整理を行い、有効かつ適正な活用を実施することとした。平成 30（2018）年度は、これらに加え、全学共通のコンピュータ実習に使用する実習室の整備を行う。また、大学院研究室の移設により、活用可能となった**研究室を計画的かつ有効に活用できるよう調査企画室で策案し整備**を進める。

教員の研究をサポートしている事務部の研究支援体制については平成 29（2017）年度に整えたが、今

後は支援内容をより強化できるよう研究支援部門職員のスキルアップに努める。

また、障がいを持った学生への配慮としての共用部分の自動ドア化の推進、スロープの整備等を念頭に置いた教育研究等環境整備に取り組む。

平成 30（2018）年度は、総合体育館の耐震工事に伴い、本学学生の教育活動、部活動及び他施設への施設提供等で本学体育館の使用頻度が高くなることが推察される。アリーナの床の整備を中心に整備を強化する予定である。

(2)　研究活動

本学の研究活動が円滑に行われるよう、以下の内容に特に重点を置いて、研究環境を整備する。

①　教員の研究専念時間の確保

平成 29（2017）年度には、教員の研究専念時間の確保のための抜本的な原因の除去を目的とするアンケートを実施し、教員の研究専念時間確保のための検証及び改善に向けた取組に着手した。平成 30（2018）年度は、更に具体的な改善案を提示する。

②　教員の業績管理

業績管理システム「研究業績プロ」については、教員の評価指標の基礎資料となり得ることから、取扱いを慎重に行う一方、透明性を確保する観点から学内で相互の閲覧を可能としている。平成 30(2018)年度は、海外へ向けてのホームページによる研究活動の周知を実現させる。

③　研究活動のスペース及び人的補助

大学院研究室については、平成 29（2017）年度に、異なる専門分野の学生による共同利用を含めた**大学院研究スペースの適切な配置**を実施したが、平成 30（2018）年度は研究相談スペースの確保等を提供できるよう整備する。同時に人的な補助に関しても、TA(D)と協働し、多職種連携と関連する研究活動を促進させる仕組みの構築を検討する。

④　不正防止及び倫理的配慮、競争的資金の確保

平成 30（2018）年度には、**「安全保障貿易管理と大学における機微技術管理」に関する規程の制定に着手**する。同時に、不正防止計画に基づき、不正防止のためのコンプライアンス研修会への参加及び研究倫理 e ラーニングの受講を全教員に義務付け、不正防止を徹底する。また、不正防止計画にて具体化したモニタリングと第三者による内部監査を継続的に実行する。一方外部から有識者を招聘し、最新の研究倫理に関する情報を提供し、研究活動を支援するための倫理的配慮に関する啓発を周知する。

競争的資金の確保については、獲得のための研修会を継続的に実行する。科研費獲得による研究活動の促進が知的財産へ発展する可能性が高く、特許等の知的財産の権利化が科研費などの競争的資金の確保に好循環をもたらすことを具体的な申請例を通して周知する。同時に産学官の共同研究等を通して、特許等の知的財産の社会還元を推進する。

⑤　研究支援体制の構築

平成 29(2017)年度に研究支援体制を整備したが、平度 30 年度は公的研究費の執行に係る事務処理、規程等を、研究者の利便性、業務改善も含めて見直しを行い、支援をより強化する。

また、新設学科を基盤とする大学院の設置を視野に入れ、同時に新学部設置に向けた教育体制と研究体制の強化を確実なものとするための新しい研究支援体制の構築を具体化する。

(3)　附属図書館

医療福祉大学附属図書館基本方針「川崎学園創設の理念、本学の教育理念及び教育目標を実現するために、豊かな人間性を育み、医療福祉に係る学問を究めるための学修、教育、研究活動の支援に不可欠な学術情報基盤としての機能を担う。」に従って、学部、研究科等における多種多様な教育研究活動を支援す

るための図書館活動を展開する方策を実施する。

① 全学一斉実施の「新入生図書館オリエンテーション」の内容を更新充実させる。

② 図書館で開催する「情報検索講習会」に加え、授業の一環として実施する講習会を増加するために学科との連携を強化する。

③ 図書館の利用促進を目的とした学生参加型企画として、「図書館学生選書ツアー」、「図書館学生Web 選書」、「図書館ベストリーダー賞」を実施する。

④ 学科、他部署、他機関等と連携し、購入資料や蔵書の精査を行いながら、学修、教育、研究に密接に関係する図書館資料を整備する。

⑤ **新設３学科関連の医療短期大学附属図書館所蔵資料の医療福祉大学附属図書館への計画的な移管について、該当学科及び医療短期大学附属図書館と連携し実施する。**

⑥ 学内研究成果物を効果的に学外発信する川崎医療福祉大学学術機関リポジトリの登録内容の質的、量的な拡充を推進する。

⑦ 学生・教職員の学修、教育、研究のほか、本学入試合格者の入学前学習、KAWASAKI CLUB 会員の生涯学習を支援する司書の専門的スキルの維持・向上のため、研修会への参加、勉強会の実施を継続して積極的に行う。

10 社会連携・社会貢献

本学において、社会連携・社会貢献に関する業務は「社会連携センター」が担当している。社会連携センターは、本学が建学の理念及び教育理念の下、教育目標の実現に向けて取り組んでいる特色ある教育・研究の成果を広く地域社会に開放し､社会連携活動を通して社会に貢献することを目的としている｡具体的には、以下の４つの事業を中心的に行う。

(1) 地域連携事業：大学公開講座、学科公開セミナー、一般市民対象学外出張講座、大学コンソーシアム岡山事業等

(2) TEACCH 普及活動事業：TEACCH に関する各種セミナー、自閉症特別講座等の実施

(3) 高大連携事業：高校との連携講座、教員による出張講義、中学生・高校生への公開授業、中学・高校からの見学受入れ等

(4) 国際交流事業：留学生の受入れ、学生の海外研修、教員の国際交流、海外からの視察見学の受入れ等

地域連携事業については「地域連携委員会」、国際交流事業については「国際交流委員会」がそれぞれ設置され、各事業の遂行について協議している。また、「社会連携センター委員会」が上記各部門の事業の効率的かつ円滑な運営方法を審議している。引き続き、平成 30（2018）年度は各部門間のより有機的な連携に努める。

平成 30（2018）年度は、平成 29（2017）年度初めて開催し好評であった**総合医療センターでの市民公開講座を発展的に継続するほか、学外での出張公開講座の企画・開催を検討する**。また、平成 29（2017）年度に引き続き、平成 30（2018）年度も医療福祉研究センターと協働して私立大学等研究ブランディング事業の補助金獲得に向けて具体策を検討し、より一層の社会貢献を目指す。

11 管理運営

本学は、「管理運営方針」に従い、本学の教育理念に沿って教育目標を達成するために迅速かつ適正な運営を行っている。「調査企画室」では、学長直轄のガバナンスの下、様々な課題について実行者、期限等を明確にしたスケジュール表を作成し、管轄部署と連携をとり、担当副学長等と相談しワーキンググループを

組織するなどのサポートを行ってきた。平成 30（2018）年度は、平成 28（2016）年度に取りまとめた「川崎医療福祉大学方針集」を基に、大学の各方針に基づき、活動を引き続き強化し、自己点検・評価委員会と連携して「検証システム」を有効に機能させる。

年度初めには、学長が各学部長同席の下、各学科長に対して学科運営、学科人事、学生の動向、入学定員充足状況等についての学長ヒアリングを実施し、学科運営の適正化を図る。また、同様に各学科実習室、実験研究室の使用方法について学長インスペクションを実施し、有効な施設使用を促す。

事務職員については、平成 29（2017）年度の**業務改善による時間外勤務の削減をより強化**し、個人による業務改善案を提出させる。また、事務職員に担当業務に対する責任を持たせるための SD 研修会と、教職員対象の SD 研修会を計画的に実施する。

教職員の防災意識の啓発を目的とした防災訓練を実施すると同時に、本学独自に設置されている自衛消防組織の班長となるものには、自衛消防組織新規講習を受講させる。

財務に関しては、実勢型予算編成を早めに行い、財務委員会に諮る。新学科を含めた各学科からの予算設定のための積算調書作成の際、高額備品等の各学科間での共用、設置場所の一元化等の調整を図りながら予算化する。また、パソコン現物調査を徹底するとともに、教職員の備品管理に対する意識を強化する。平成 30（2018）年度は、新学科受入れによる設備備品の整備の継続について、該当学科担当者と相談の上、無駄のない予算計上を検討する。